

改正案	現行
<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 〓三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>(1) 〓⁽¹⁶⁾（略）</p> <p>(17) <u>五七GHz</u>を超え六六GHz以下の周波数</p> <p>(18)（略）</p> <p>三 〓九（略）</p> <p>（開設計画の認定の有効期間）</p> <p>第九条の二 法第二十七条の十三第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（<u>法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年</u>）とする。</p>	<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 〓三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>(1) 〓⁽¹⁶⁾（略）</p> <p>(17) <u>五九GHz</u>を超え六六GHz以下の周波数</p> <p>(18)（略）</p> <p>三 〓九（略）</p> <p>（開設計画の認定の有効期間）</p> <p>第九条の二 法第二十七条の十三第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とする。</p>